

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 鎌田 健司 様 あて名 〒540-6207 日本国大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 パナソニックIPマネジメント株式会社内		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 10.04.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 P1010658W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/004509	国際出願日 (日.月.年) 09.02.2018	優先日 (日.月.年) 01.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G09C1/00 (2006.01)i, G06F21/60 (2013.01)i			
出願人 (氏名又は名称) パナソニックIPマネジメント株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。			
<input checked="" type="checkbox"/>	第I欄	見解の基礎	
<input type="checkbox"/>	第II欄	優先権	
<input type="checkbox"/>	第III欄	新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成	
<input type="checkbox"/>	第IV欄	発明の単一性の欠如	
<input checked="" type="checkbox"/>	第V欄	PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明	
<input type="checkbox"/>	第VI欄	ある種の引用文献	
<input type="checkbox"/>	第VII欄	国際出願の欠陥	
<input type="checkbox"/>	第VIII欄	国際出願についての意見	
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。  この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。  さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。			

見解書を作成した日 30.03.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 行田 悦資 電話番号 03-3581-1101 内線 3546	
		5S	6304

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-14	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-14	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2010-145691 A (三菱電機株式会社)  
2010.07.01, 段落 [0016] - [0037], 図4, 6  
(ファミリーなし)

文献2 : WO 2009/072181 A1 (パイオニア株式会社)  
2009.06.11, 段落 [0019] - [0049]  
& US 2011/0128830 A1, 段落 [0043] - [0075]

文献3 : JP 2013-9276 A (キヤノン株式会社)  
2013.01.10, 段落 [0018], 図2  
& US 2012/0331305 A1, 段落 [0033], 図2

文献4 : JP 2006-220747 A (株式会社東芝)  
2006.08.24, 段落 [0012] - [0028], 図2(b)  
& US 2006/0177054 A1, 段落 [0023] - [0041], 図3  
& EP 1724962 A2

文献5 : 青木秀一, 次世代放送システムのメディアトランスポート技術, NHK技研  
R&D, 2013.07.15, 第140号, p.22-31

請求項1-14に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-5に対して新規性、進歩性を有する。

文献1 (段落 [0016] - [0037], 図4, 6) には、コンテンツ暗号化装置とコンテンツ復号化装置とを含むシステムであって、コンテンツ暗号化装置は、画像データを蓄積するコンテンツ蓄積部と、画像データを符号化して、解像度の階層化がなされた階層型符号化データを生成する階層型符号化部と (段落 [0018])、階層型符号化データを暗号化して、複数の暗号化ブロックからなる暗号化データを (補充欄につづく)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

生成するブロック暗号化部と（段落 [0018] – [0022]）、  
暗号化データと、暗号化前のデータ長等の属性情報とを包含した配信用のパケットに整形するデータ整形部と（段落 [0024]）、

データ生成部で生成された配信データを蓄積する配信データ蓄積部と（段落 [0024]）、

配信データを、所定の階層までの解像度のデータを含む部分暗号化データに変換するデータ変換部と（段落 [0025]）、

を備え、

コンテンツ復号化装置は、

コンテンツ暗号化装置によって生成された配信データを蓄積する配信データ蓄積部と（段落 [0030]）、

配信データを解体し、暗号化データおよび属性情報を抽出する暗号データ抽出部と（段落 [0032]）、

暗号化データを復号し、属性情報に含まれる暗号化前のデータ長にもとづいて階層型符号化データの切り出しを行う暗号復号部と（段落 [0033]）、

復号された階層型符号化データを、符号復号して、画像データに復号する符号化データ復号部と（段落 [0034]）、

を備え、

階層型符号化データは、全階層のデータを符号復号すると元画像と同じ解像度のデータになり、 $n - k$ 階層までのデータを符号復号すると元画像の  $1 / 2^k$ の解像度のデータになり（段落 [0019]、図 4）、

データ変換部は、所定の階層のデータ終端位置を含む暗号化ブロックの次のブロック境界で暗号化データを切り出し（段落 [0027]、図 6）、

データ整形部は、切り出された部分暗号化データを再び配信用のパケットに整形して、暗号化前のデータ長を示す情報を、所定の階層のデータ終端位置とする（段落 [0028]）、

システムが記載されている。

文献 2（段落 [0019] – [0049]）には、記録装置であって、

コンテンツデータを記録媒体に記録する記録手段と、

第 1 データエリアの開始位置からコンテンツデータの記録を開始するべき位置に達する領域に第 1 パディングデータを記録する第 1 制御手段と（段落 [0019]、[0026]）、

第 2 データエリアのコンテンツデータが記録される最終アドレスから、第 2 データエリアの最大容量に相当する位置全てが記録済みとなるように、第 2 パディングデータを記録する第 2 制御手段と（段落 [0037]）、

を備え、

コンテンツデータは所定の方式により暗号化される（段落 [0028]）、

記録装置が記載されている。

文献 3（段落 [0018]、図 2）には、SSL/TLS 受信データの C i p h e r T e  
（補充欄につづく）

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

`xt.paddinglength`フィールドには、パディングデータのデータ長が記録されることが記載されている。

文献4（段落 [0012] – [0028]，図 2(b)）には、データ処理装置であって、秘匿する必要のあるデータを暗号化して所定の記録媒体に格納する際に、データサイズを暗号アルゴリズムのブロックサイズに合わせるために、秘匿対象のデータの前後にパディングデータや秘匿する必要のないデータ等で埋めてデータサイズを調整した後に暗号化する、データ処理装置が記載されている。

文献5（4節 MMTの概要）には、MMTのプロトコルスタックは、MMTパケットとMMTペイロードとを含み、MMTパケットはUDPやTCPなどのプロトコルで伝送するパケットであって、可変長となっていることが記載されている。

しかし、文献1 – 5には、本願発明における、可変長パケット構造を有するコンテンツを暗号化して生成された暗号化データに含まれる無効化領域のサイズを記録媒体に記録する点は記載されておらず、一方、本願発明はそれにより「記録動作が簡素化されたコンテンツ記録装置が実現される」という有利な効果を発揮する。